公 募 公 告

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託を受託する事業者（以下「委託先候補者」という。）を選定するため、プロポーザルを実施する。

令和８年３月２４日

福井県知事　石田　嵩人

１　企画提案書の提出を求める事項

（１）委託業務名

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託（以下「本事業」という。）

（２）委 託 内 容

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による

（３）委 託 期 間

契約締結日から令和８年９月３０日（水）まで

（４）委託上限額

4,057 千円（消費税および地方消費税を含む。）

２　応募資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

（１）福井県財務規則（昭和 39 年福井県規則第 11 号）第 146 条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。

（３）参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（４）参加資格認定の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（５）福井県のすべての県税ならびに消費税、地方消費税において未納がない者であること。

（６）福井県内に事業所等を有する者であること。なお、共同事業体の場合は、その構成員に福井県内で事業所等を有する者が含まれていること。

（７）本業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、充分な業務遂行能力があること。

（８）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（９）政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。

（10）過去３年間に、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

（11）その他、県警察との協議に柔軟、真摯に対応できること。

３　公募資料の交付

公募資料の交付については、次のとおりとする。

（１）交付期間

令和８年３月２４日（火）から令和８年４月７日（火）まで

※手交の場合は上記期間の平日９時から１７時まで

（２）交付場所

福井県福井市大手３丁目１７番１号

福井県警察本部交通部交通企画課　交通安全戦略第一係

（３）交付方法

上記（２）の場所での手交または福井県警察ホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

４　応募の手続きおよび委託先候補者の選定方法

企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で委託先候補者を選定する。

（１）プロポーザル参加申込書等の提出

プロポーザル参加申込書等を令和８年４月７日（火）１７時までに福井県警察本部交通部交通企画課に提出すること。

※詳細は、実施要領を参照

（２）企画提案書等の提出

企画提案書等を令和８年４月１６日（木）１７時までに福井県警察本部交通部交通企画課に提出すること。

※詳細は、実施要領を参照

（３）プロポーザル審査会の実施

県警察が令和８年４月２２日（水）に開催するプロポーザル審査会においてプレゼンテーションをすること。プロポーザル審査会の実施時間および場所については、別途通知する。

（４）選定結果の通知

選定結果については、採否に関わらず応募者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

５　応募手続きに関する留意事項

（１）質問応答の内容は、必要に応じて応募者全員に周知する場合がある。

（２）プロポーザルに係る一切の経費は、応募者の負担とする。

（３）提出された企画提案書等は、返却しない。

６　契約の締結

（１）契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

契約内容および契約保証金については、別に定める契約書（案）のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

（２）契約締結の取り消し

委託先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

ア　前記「２　応募資格要件」を満たさなくなった場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　著しく信義に反する行為があった場合

エ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　契約の締結に応じない場合

カ　財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがある場合

キ　その他、社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または不適当となるような事情が生じた場合

７　その他

この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

８　問い合わせ先

福井県警察本部交通部交通企画課　交通安全戦略第一係（担当　川﨑・島崎）

所在地　〒910－8515　福井市大手３丁目１７番１号

連絡先　電　話　0776-22-2880（内線５０３２）

（土日祝日を除く、9時から17時まで）

ＦＡＸ　0776-28-0036

メール　kotukika@police.pref.fukui.lg.jp

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託
プロポーザル実施要領

1　目的

小学生を対象とした交通安全教育の推進を目的として、学年の発達段階に応じた交通安全意識を高める動画を活用して記憶に残る交通安全教育を展開し、継続的な指導を行うことで、子どもの交通事故防止を図る。

＜本県の交通安全をとりまく現状と課題＞

過去５年間（令和３年から令和７年までの間）の子どもの交通事故を分析すると、６割以上は子どもにも何らかの違反があり、子どもの交通事故を防止するためには、子どもに対する交通安全教育の徹底は不可欠である。

2　企画提案書を募集する委託業務内容

（１）委託業務名　子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託（以下「本事業」という。）

（２）委 託 内 容　別添「子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託　仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）委 託 期 間　契約締結の日から令和８年９月３０日（水）まで

（４）委託上限額　4,057 千円（消費税および地方消費税を含む。）

3　応募資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

（１）福井県財務規則（昭和 39 年福井県規則第 11 号）第 146 条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。

（３）参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（４）参加資格認定の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（５）福井県のすべての県税ならびに消費税、地方消費税において未納がない者であること。

（６）福井県内に事業所等を有する者であること。なお、共同事業体の場合は、その構成員に福井県内で事業所等を有する者が含まれていること。

（７）本業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、充分な業務遂行能力があること。

（８）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（9）政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。

(10) 過去３年間に、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

(11) その他、県警察との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4　失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（1）前記「3　応募資格要件」を満たさなくなった場合
（2）見積書の金額が、委託契約金額の上限を超える場合
（3）提出期限までに提出資料が提出されない場合
（4）２案以上の企画提案をした場合
（5）提出資料に虚偽の記載があった場合
（6）著しく信義に反する行為があった場合
（7）契約を履行することが困難と認められる場合
（8）企画提案書等の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
（9）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
(10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

5　提出書類に関する事項

（1）公募資料の交付

① 交付期間	令和８年３月２４日（火）～４月７日（火） 手交の場合は、上記期間の平日９時から１７時まで
② 交付場所	福井県警察本部交通部交通企画課 （福井県福井市大手３丁目 17 番 1 号）
③ 交付資料	ア　公募公告 イ　実施要領 ウ　仕様書 エ　委託契約書（案）
④ 交付方法	上記の場所での手交または福井県警察ホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

（2）質問の受付および回答

① 受付期間	令和８年3月２４日（火）～４月7日（火）９時から１７時まで
② 提出先	福井県警察本部交通部交通企画課 （福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号）
③ 提出方法	質問書（別紙様式１）を電子メール等により提出すること。
④ 回答方法	応募資格を有すると認められたもの全員に、電子メール等により随時回答する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

（3）プロポーザル参加申込書等の提出および結果の通知

① 提出期限	令和８年４月7日（火）１７時（必着）
② 提出方法	持参または郵送 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等にすること。 持参の場合は９時から１７時の間に受け付ける。（土日祝は除く）
③ 提出先	福井県警察本部交通部交通企画課 （福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号）
④ 提出書類	ア　プロポーザル参加申込書（別紙様式２） イ　福井県競争入札参加資格通知書の写し ウ　応募資格誓約書（別紙様式２-２） エ　プロポーザル参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） オ　県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 カ　商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し キ　過去に実施した同種または類似業務を履行した実績（別紙様式３）
⑤ 提出部数	１部
⑥ 結果通知	応募資格の審査結果は、電子メール等により令和８年４月１０日（金）１７時までに通知する。

（４）企画提案書等の提出

① 提出期限	令和８年４月１０日（金）～４月１６日（木）１７時（必着）
② 提出方法	持参または郵送。 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等にすること。 持参の場合は９時から１７時の間に受け付ける。（土日祝は除く）
③ 提出先	福井県警察本部交通部交通企画課 （福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号）
④ 提出書類	ア　企画提案書（鑑）（別紙様式４） イ　企画提案書（詳細）（A4 判任意） ウ　業務スケジュール、実施体制（A4 判任意） エ　見積書（内訳を含む）（A4 判任意） ※記載する金額は消費税および地方消費税１０％を含んだ金額とする。
⑤ 提出部数	各１０部（うち９部は写し可）
⑥ その他	本事業の趣旨・目的を十分理解し、仕様書に基づき、企画提案書等を作成すること。 その際、評価者が正当に企画を評価できるよう、できるだけ平易な用語を使用するよう配慮すること。

（５）その他提出書類に関する留意事項

ア　質問応答の内容は、必要に応じて応募者全員に周知する場合がある。

イ　プロポーザルに係る一切の経費は、応募者の負担とする。

ウ　提出された企画提案書等について、県から内容についての質問および補正を命じることがある。

エ　提出後における企画提案書等の追加および変更は認めない。

オ　提出された企画提案書等は返却しない。

カ　プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しない。

キ　提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

ク　プロポーザル参加申込書を提出した者が、参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届出書（別紙様式２-３）」を持参または郵送の方法により提出しなければならない。

ケ　応募者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。

6　委託先候補者の選定

企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で委託先候補者を選定する。

（1）プロポーザル審査会の実施

①日　　時	令和８年４月２２日（水）
②場　　所	福井県警察本部　大会議室【予定】
③実施方法	プレゼンテーション　１０分以内 質疑応答　　５分以内
④注意事項	ア　プレゼンテーション用の電子データの作成にあたってはマイクロソフト・パワーポイント office365 に適合するものを使用すること。 イ　プレゼンテーションに使用するプロジェクターやスクリーンは、県警察が用意する。ただし、必要な機器等に関しては、各自持参すること。 県警察では、プロジェクターとの接続機器について、ＨＤＭＩ端子のケーブルを用意することから、利用する際は対応する機器を持参すること。 ウ　プレゼンテーションを行う者は、原則、実施責任者とすること。
⑤審査方法	評価基準（別表）に基づき、企画提案書およびプレゼンテーションの内容を、審査会委員が次のとおり厳正かつ公平に審査を行う。 ア　審査にあたっては、項目ごとに点数評価を行う。 イ　委託先候補者の選定は、点数の合計が一番多い事業者とする。 ウ　同点の場合は、委員の協議の上、決定する。 エ　参加者が１者の場合には、総合的に評価して委託先候補者としての適否を判断する。

（2）選定結果通知

①通知方法	応募者の代表者（担当者）宛てに書面にて通知
②通知予定日	令和８年４月下旬【予定】
③留意事項	選定結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対して通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。 ［理由の開示］ ア　選定されなかった応募者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、結果通知を受け取った日から７日以内（土日祝は除く）に、説明を求める旨を記載した書面を、電子メール等により福井県警察本部交通部交通企画課に提出しなければならない。 イ　県警察は、説明を求めた応募者に対して、書面の提出があった日から７日以内（土日祝は除く）に書面により回答する。

7　公正な公募の確保

（1）応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかな

る相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

（3）応募者は、委託先候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

（4）応募者が連合し、または不穏な行動等をなすことにより、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、またはプロポーザルを延期し、または取りやめることができる。

8　契約の締結

（1）契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

契約内容および契約保証金については、別に定める契約書（案）のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

（2）契約締結の取り消し

委託先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

ア　前記「3　応募資格要件」を満たさなくなった場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　著しく信義に反する行為があった場合

エ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　契約の締結に応じない場合

カ　財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがある場合

キ　その他、社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または不適当となるような事情が生じた場合

9　その他留意事項

（1）この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

（2）委託先候補者の選定に当たり、企画提案書等の内容についての説明を求めることがある。

10　問い合わせ先

福井県警察本部交通部交通企画課　交通安全戦略第一係（担当　川﨑・島崎）

所在地　〒910－8515　福井市大手３丁目１７番１号

連絡先　電　話　0776-22-2880（内線５０３２）

（土日祝日を除く、9時から17時まで）

ＦＡＸ　0776-28-0036

メール　kotukika@police.pref.fukui.lg.jp

11　スケジュール

（1）公募資料交付	令和８年３月 24 日（火）～令和８年４月７日（火）
（2）質問書、参加申込書等の提出期限	令和８年４月７日（火）17 時
（3）応募資格の審査結果通知	令和８年４月 10 日（金）17 時までに随時通知
（4）企画提案書等の提出期限	令和８年４月 16 日（木）17 時
（5）プロポーザル審査会	令和８年４月 22 日（水）
（6）委託先候補者の決定、通知、協議	令和８年４月下旬（予定）
（7）契約	令和８年５月上旬（予定）

（実施要領・別紙様式１）

募集に関する質問書

令和８年　月　　日

福井県警察本部交通部交通企画課　交通安全戦略第一係　あて
FAX　0776-28-0036
E-mail　kotukika@police.pref.fukui.lg.jp

提出期限　令和８年４月７日（火）１７時まで

応募者名	
担当者の職・氏名	
TEL／FAX	
E-mail アドレス	
【質問内容】	

（実施要領・別紙様式２）

令和８年　月　　日

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託
プロポーザル参加申込書

福　井　県　知　事　　様

所在地　〒

応募者名称
代表者職・氏名　　印

このことについて、次のとおり関係書類を添付して応募します。

１　応募者の概要

県内事業所の所在地		
担当者	役職・氏名	
	連絡先	電　話：　　FAX： E-mail：
設立年月日		
業種		
主な事業の内容		
従業員数		人（うち正社員　　人）

２　添付書類

（１）福井県競争入札参加資格通知書の写し
（２）応募資格誓約書（別紙様式２-２）
（３）プロポーザル参加事業者の会社概要、事業内容等がわかる書類（任意様式）
（４）県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
（５）商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し
（６）過去に実施した同種または類似業務を履行した実績（別紙様式３）

（実施要領・別紙様式２－２）

令和８年　月　　日

応募資格誓約書

福　井　県　知　事　　様

所在地　〒
商号または名称
代表者職・氏名　　印

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託プロポーザルの参加申込に当たり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

（１）福井県財務規則（昭和 39 年福井県規則第 11 号）第 146 条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
（３）参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
（４）参加資格認定の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
（５）福井県のすべての県税ならびに消費税、地方消費税において未納がない者であること。
（６）福井県内に事業所等を有する者であること。なお、共同事業体の場合は、その構成員に福井県内で事業所等を有する者が含まれていること。
（７）本業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、充分な業務遂行能力があること。
（８）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
　ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
　イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
　ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
　エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
　オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（９）政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。

（10）過去３年間に、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
（11）その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

（実施要領・別紙様式２－３）

令和８年　月　　日

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託
プロポーザル参加辞退届出書

福　井　県　知　事　　様

所在地　〒

応募者名称
代表者職・氏名　　印

令和８年　月　　日付けで申請しました子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託プロポーザルへの参加については、下記の理由により参加を辞退しますので、届け出ます。

記

理由

（実施要領・別紙様式３）

過去に実施した同種または類似業務を履行した実績

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（令和８年　月　日現在）

業　務　名	発注機関名	契約年月

※実績は地方公共団体等が発注したものを優先して記載すること。

※契約書の写しを添付すること。

（実施要領・別紙様式４）

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託

企画提案書

令和８年　　月　　日提出

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このことについて、別添のとおり提出します。

（実施要領・別表）評価基準

評価項目		評価内容	配点
全体	理念・発展性	・事業目的「子どもを対象とした交通安全教育」を反映した提案内容となっているか。	10
	実現性	・提案内容に具体性があるか。 ・企画を遂行する実施体制が十分か。	5
		・十分な業務スケジュールが組まれているか。	5
		・取組意欲が感じられ、企画提案書の内容等を総合的に評価できるか。	5
動画の内容	適合性	・動画の内容がテーマに沿っているか。	10
	インパクト	・動画の内容が、直接的でわかりやすく、子どもの興味をひくものとなっているか。	20
	オリジナリティ	・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	20
		・交通安全メッセージに工夫があるか。	20
見積金額・経費		・提案内容と見積価格とに整合性があるか。 ・費用対効果は適切か。	5
合　計			100

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託　仕様書

１　委託業務の名称

子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託（以下、「本事業」という。）

２　事業目的

小学生を対象とした交通安全教育の推進を目的として、学年の発達段階に応じた交通安全意識を高める動画を活用して記憶に残る交通安全教育を展開し、継続的な指導を行うことで、子どもの交通事故防止を図る。

＜本県の交通安全をとりまく現状と課題＞

過去５年間（令和３年から令和７年までの間）の子どもの交通事故を分析すると、６割以上は子どもにも何らかの違反があり、子どもの交通事故を防止するためには、子どもに対する交通安全教育の徹底は不可欠である。

３　業務の委託期間

契約締結日～令和８年９月３０日（水）

４　委託上限額

4,057 千円（消費税および地方消費税を含む。）

５　本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の委託契約時には、企画提案の内容等を踏まえて変更を行う。

６　委託業務内容

小学生向けの交通安全教育動画（１分程度）を４本制作する。

(1)　動画のテーマ

ア　１，２年生（歩行者）
　止まる・待つ・見るなどの基本動作
　横断歩道を渡る　　など

イ　３，４年生（歩行者）
　見えない場所の危険や道路上の危険
　道路への飛び出し　　など

ウ　３，４，５，６年生（自転車）
　自転車の基本的な交通ルール
　左側通行や一時停止　　など

エ　５，６年生（自転車）
　自転車の交通ルール

交差点における安全確認　　など

※　内容の詳細については、委託者と協議のうえ決定する。

(2)　共通事項

・実写、アニメーション等は提案による

・音声が出せない場合でも、視覚的に内容が理解できるように配意

(3)　納品方法

完成したデータを納品すること

納品方法については、委託者と調整をすること

(4)　納期

８月下旬ごろまでに納品すること。

（納品場所：福井県警察本部交通部交通企画課）

(5)　その他

動画については、県内小学校において児童が視聴するほか、県警察ホームページ、ＳＮＳ等において公表する。

【提案内容】

・１分動画に最適化した構成を提案すること。

・ターゲットの関心を引く演出を提案すること。

・ターゲットにわかりやすい表現の工夫をすること

・印象に残る交通安全メッセージを提案すること

7　留意事項

提案の内容については、県内の交通死亡事故の状況や各種交通安全に係る調査やデータ等を十分に理解した上で、子どもが興味を持つような動画を制作すること。

8　業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、委託者の承諾を得ること。

9　委託者との協議等

(1)　本業務の実施に当たって、受託者は委託者との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、事務局以外の関係者との連絡も緊密に行うこと。

(2)　受託者は、委託者と協議および打ち合わせをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。

(3)　県警察から業務にかかる問い合わせがあった場合は、速やかに報告すること。

10　業務完了届

(1)　受託者は、本業務が終了したときは、速やかに次の事項を記載した業務完了届を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。

・本業務の実施内容（詳細は別途定める）

・本業務に要した経費の内訳（収支決算書、支出の費目別内訳等）

・その他、事業実施に係る補足説明資料

(2)　受託者の責に帰すべき理由による業務完了届の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

11　成果物

本業務で作成した成果物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、業務完了後に使用することがあるため、受託者は、事業実施に際して作成した成果物のデータ（音声、映像、画像等）を作成後速やかに県に提出すること。

12　その他

(1)　本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度委託者と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。

(2)　委託事業の実施に要した経費は、帳簿およびすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

(3)　受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故等については、大小にかかわらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(4)　受託者は、業務実施過程に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(5)　本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。

(6)　本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。

(7)　業務に必要な許可等の手続きについては受託者が行う。

委　託　契　約　書（案）

1　契約業務名　　子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託

2　契 約 金 額　　金　　円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額　　円）

3　委 託 期 間　　令和８年　　月　　日　～　令和８年９月３０日

4　履 行 場 所　　県内一円

5　契約保証金　　金　　円

※　契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上。
※　保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
※　福井県財務規則第１７２条第３、５、６、７号の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

福井県（以下「甲」という。）と、　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

甲　福井市大手３丁目１７－１

福 井 県 知 事　　石田　嵩人

乙

契　約　条　項

（契約の要項）

第１条　この契約の要項は、頭書のとおりとする。

（委託業務の実施方法）

第２条　乙は、別添「子どもに対する交通安全教育動画制作事業委託　仕様書」（以下「仕様書」という。）および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

（調査等）

第３条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第５条　乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

２　前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託に係る契約予定金額および再委託の契約期間を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。

３　乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

（実績報告および検査）

第６条　乙は、委託業務が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第１号）および仕様書に基づく業務完了届を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

２　甲は委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

（成果物の引渡し）

第７条　乙は、仕様書に基づき、納入場所において遅滞なく成果物を甲に引き渡さなければならない。

（危険負担）

第８条　前条の規定による引渡しの前に生じた成果物の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第９条　甲は、第７条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において成果物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求

することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、第７条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

（委託料の支払）

第１０条　乙は、第６条に規定する検査に合格した後、委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（履行遅延）

第１１条　甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和３９年規則第１１号）第１８０条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（契約の解除）

第１２条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2)　この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

(3)　誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

(4)　契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

(5)　契約の解除を申し出たとき。

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金等）

第１３条　第９条または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託期間全期間分の委託料の１００分の１０に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

２　前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（損害賠償）

第１４条　乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

２　乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

（著作権等権利の処理）

第１５条　乙は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

２　乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

３　乙が、前２項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

（権利の帰属）

第１６条　本契約により作成される成果物の所有権は、当該成果物に相当する委託料が完済されたときに、乙から甲へ移転するものとする。

２　乙は、すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証する。ただし、甲の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。

３　本契約において生じた産業財産権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

⑴　産業財産権を受ける権利の対象となる発明または考案（以下「発明等」という。）が主として甲の技術指導によったものであるときは、その産業財産権は甲に帰属するものとする。

⑵　前記以外の発明等は甲、乙の共有に帰属する。

４　本契約により作成される成果物の著作権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

⑴　乙は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２７条（翻訳権、翻案権等）、第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利について、甲に無償で譲渡するものとする。

⑵　甲は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項第３号または第４号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変しまたは任意の著作者名で任意に公表することができることとする。

⑶　乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条（公表権）および第１９条（氏名表示権）の権利を行使することができない。

⑷　前各号にかかわらず、委託業務により作成される成果物のうち、甲と乙が従来から有していたプログラム等の著作権は、それぞれ甲と乙に帰属する。ただし、乙が従来から有していたプログラム等の著作権については、甲にその非独占的使用権が許諾されるものとする。

（秘密の保持）

第１７条　乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

２　前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

（情報セキュリティの確保）

第１８条　乙は、委託業務の実施において、別紙１「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

２　前項の守秘義務については、前条第２項の規定を適用する。

（個人情報の保護）

第１９条　乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守しなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱に関し、別紙２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（グリーン購入）

第２０条　乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成１３年４月２７日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（疑義等の決定）

第２１条　この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議　して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第２２条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の管轄裁判所とする。

＜別紙１＞

情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、福井県情報セキュリティポリシーおよび以下の事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

（作業場所の特定）

第２　乙は、業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

２　個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

（甲の施設内での作業時における事項）

第３　乙が甲の施設内で作業を行う時は、福井県庁舎等管理規則を遵守しなければならない。

２　機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んではならない。ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

３　乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業計画書を提出しなければならない。

⑵　乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

⑶　乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。

⑷　その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

（緊急時対応）

第４　乙は、情報漏えい、滅失その他業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

２　乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、甲に緊急時の連絡先を提出しなければならない。

（作業者 ID およびパスワード）

第５　乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

（１）　作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。

（２）　作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

（目的外使用の禁止）

第６　乙は、業務にかかる資料、情報および情報資産のうち、甲から提供されたものおよびそれに基づき乙が作成したもの（以下、「関係資料」という。）を、甲の承認なく業務遂行以外の目的に使用してはならない。

（複写および複製の禁止）

第７　乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

（情報資産の返還）

第８　乙は、業務終了後、関係資料のうち甲から提供されたものについては返還しなければならない。

（情報資産の廃棄）

第９　乙は、業務終了後、関係資料のうち成果物を除く乙が作成したものについては、速やかに廃棄しなければならない。

２　前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

３　乙は、第１項の廃棄を行った場合は、廃棄を行った日時、担当者名および廃棄の内容を記録し、これを証明する書面を甲に対して提出しなければならない。

（実地調査および指示等）

第１０　甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および業務の実施に係る乙に対する指示を行うことができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

（再委託先および再々委託先への適用）

第１１　乙が業務を再委託または再々委託する場合、この「情報セキュリティに関する特記事項」は、再委託先および再々委託先に適用されるものとする。

２　再委託先および再々委託先における情報セキュリティに関する責任は、乙が負うものとする。

＜別紙２＞

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

２　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（個人情報保護のための措置）

第３　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築

(2)　個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築

(3)　その他個人情報の保護のために必要な措置

２　乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

（収集の制限）

第４　乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（利用および提供の制限）

第５　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

（複写等の禁止）

第６　乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　個人情報の複写・複製

(2)　個人情報の送信

(3)　個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し

(4)　その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（再委託の禁止）

第７　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という。）に遵守させなければならない。

（個人情報の返還等）

第８　乙は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報について、直ちに甲に返還し、引き渡し、廃棄し、または消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

２　乙は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、第１項に規定する個人情報の廃棄または消去を行った後、廃棄または消去を行った日時、担当者名および廃棄または消去の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（調査等の実施）

第９　甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

（事故報告）

第１０　乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（定期報告）

第１１　乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

福井県知事　　石田　嵩人　様

住　　所
名　　称
代 表 者 氏 名　　印

実績報告書

契約書第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２　契約年月日

３　受託金額（受託金額に変更があった場合は、変更後の金額を記載のこと。）

４　実施した委託業務の概要

５　委託業務完了期限

６　委託業務完了年月日

７　添付資料